○文部科学省告示第二十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年二月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
受胎告知	平成二十七年二月二十七日	平成二十七年三月一日から同年七月十五日まで	株式会社東急文化村 代表取締役副会長兼社長執行役員シアターオーブ事業部担当　西村　友伸 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一	Bunkamuraザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二―二十四―一 平成二十七年三月二十一日から同年六月二十八日まで
	同右	同右	株式会社毎日新聞社 執行役員事業本部長　広田　勝己 東京都千代田区一ツ橋一―一―一	同右
	同右	同右	日本放送協会視聴者総局 事業センター長　小野　昭一 東京都渋谷区神南二―二―一	同右
ロレンツォ・デ・ロレンツィ	同右	同右	株式会社ＮＨＫプロモーション 取締役　畠山　経彦 東京都渋谷区神山町五―五ＮＲビル	同右

○厚生労働省告示第三十六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月一日から適用する。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三第八号を次のように改める。

八　削除

第三第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

○厚生労働省告示第三十七号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百二十二条第六項及び附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会の災害保健福祉保険料率及び全国健康保険協会が定める期間の変更について認可したので、同法第百二十二条第六項及び附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第八項の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可したので、同条第九項の規定により、告示する。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三十九号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第五十四条第二項の規定に基づき、日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月一日から適用する。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号の表を次のように改める。

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第一級	四四〇円	一七〇円	二七〇円
第二級	六五〇円	二五〇円	四〇〇円
第三級	八六〇円	三三〇円	五三〇円
第四級	一、〇九〇円	四一五円	六七五円
第五級	一、三二〇円	五〇五円	八一五円
第六級	一、六二〇円	六二〇円	一、〇〇〇円
第七級	二、〇〇〇円	七六五円	一、二三五円
第八級	二、三八〇円	九一〇円	一、四七〇円
第九級	二、七六〇円	一、〇五五円	一、七〇五円
第一〇級	三、二二〇円	一、二三〇円	一、九九〇円
第一一級	三、七四〇円	一、四三〇円	二、三一〇円